

第2回委員会以降の主な意見及び検討結果

＜NPOとコミュニティ組織との連携について＞	
主な意見等	検討結果
<p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働の推進を考える場合、NPOだけでなく自治会などのコミュニティ組織についても検討する必要があるのではないかと。特定のテーマを扱うNPOと包括的なテーマで動いているコミュニティ組織を互いにどう関わらせていくのかという視点が重要と思われる。 ・指針案にある今後の施策の柱の「多様な主体のマッチングの促進」の中にNPOとコミュニティ組織との連携ももう少し盛り込めないか。5年で状況を一変させることは難しいと思われるが、方向性としては示しても良いのではないかと。 ・県内の市町の中には地域の課題解決に上手く住民を巻き込んでいる事例もある。このような事例を集めて他の市町も参考となるよう情報提供していくことも県の重要な役割ではないか。 <p>(NPO関係者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やりたい人がやっているNPOと、持ち回りで1年任期でやっている自治会とでは前提が大きく異なっている。自治会側も中・長期で活動を考えられる仕組みがなければ連携は難しい。 ・自治会とNPOの間に入って「通訳」ができる人が必要。 <p>(傍聴のNPO関係者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会連合会の事務をNPOが請け負っている例もあり、地域の課題を一緒に解決する仲間として互いに捉え始めていると感じている。 <p>(企業・金融関係者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連合自治会などの役員は複数年の任期であるので、彼らとNPOのキーパーソンとを結び付けていけばいいのではないかと。更にそこに企業の支援が加われば地域を変えていく力になる。 <p>(行政関係者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度組織体制が見直され、一つの局の中に自治会活動を支援する係とNPOなどの市民活動を支援する係を設置する形となった。これまでバラバラに進められてきた双方の活動を結びつけて新たな地域づくりを行っていくため試行錯誤しているところである。 ・組織風土の異なるコミュニティ組織とNPOとの連携は難しい面が多いが、まずは具体的な共通のテーマから始めていくことが有効ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体による協働の中でも、NPOとコミュニティ組織との連携は特に重要な課題であると考えられるため、県としても市町の関連施策や両者の協働のモデル事例を収集し、他市町も参考となるよう情報提供を行っていくこととします。 <p>(指針案への反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5章今後の県の施策の方向性の2(2)ア地域の多様な主体の「つながり」づくりにおいて、NPOとコミュニティ組織との活動がバラバラに進められている現状と連携の必要性を指摘し、県として部局間の連携強化や今後のモデルとなる事例の情報収集、発信に取り組んでいくことを追記しました。(P25～26)

＜企業との協働について＞	
主な意見等	検討結果
<p>(NPO関係者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の指針案では多様な主体の協働が謳われているが、行政と企業との協働にはほとんど触れられていない。本来は経済的リターンと社会的リターンの双方を捉えた議論もあるのではないかと。どこかに社会的企業の育成の視点を盛り込むことも必要ではないかと。 ・ 現状、県と企業の間で協働の枠組みはあるのか。 ・ 「社会的企業」の定義づけをしておく必要がある。 ・ ソーシャルビジネス支援に重きを置きすぎているのではないかとという声も聞かれるので、従来型のNPOに対する配慮も必要。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県と企業の協働としては、企画部門が窓口となってコンビニチェーン等と包括協定の締結等を行っている。災害発生時の物資提供や広報の協力など実施内容は様々であり、具体的には各担当部局が動いている。その他、企業の寄附付商品の売上から県のNPO活動基金に寄附を頂く仕組みの構築や、農政関係では企業と農山村地域をつなぐ「一社一村しずおか運動」なども行ってきた。 <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本来は協働推進班が全庁的なコーディネートを行えばよいと思うが、指針案において方向性だけでも示せないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的企業を含めた多様な主体による協働の推進は今後の重要なテーマであるため、本指針においても社会的企業を協働の主体として明確に位置づけ、部局の枠組みを越えた施策展開の必要性を訴求していきます。 <p>(指針案への反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1章基本指針の概要→2本指針の対象とする協働の主体において、社会的企業を協働の対象として明示しました。また、社会的企業の定義も補足しました。(P2) ・ 第4章協働を取り巻く現状と課題→2活動主体、活動内容の多様化において、企業の意識や活動の変化を追記しました。(P12-13) ・ 第5章今後の県の施策の方向性の2(2)ア地域の多様な主体の「つながり」づくりにおいて、社会的企業の存在に言及した上で、行政の部局間の連携の必要性や法人格や行政の所管区分に捉われない柔軟なマッチングの促進を追記しました。(P25) ・ 第4章協働を取り巻く現状と課題の3(2)活動資金に係る現状と課題において、従来型のNPOに対する支援に加え、これまで十分にフォローができていなかった事業型NPOに対する支援のあり方の検討が必要であるという記述とし、従来型、事業型それぞれの特性に応じた支援を検討していくことを明確化しました。(P17)

＜指針の対象期間について＞

主な意見等	検討結果
<p>(NPO関係者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指針案の対象期間は5年となっているが、変化が早い時代にあって5年は長いのではないか。 ・タイトルは協働の推進となっているが、内容はNPOの支援の話が中心であり、それだけでは5年の計画として耐えられないのではないか。場合によっては県全体として別に協働を議論していくべきではないか。 ・指針の対象期間が5年であるにもかかわらず、NPO活動センターの委託期間が単年度であるのは整合性が取れないのではないか。実践的なコンサルティングの強化など指針で謳われている事項を進めていくためには、単年度契約の中では難しいと考える。 <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初予想していなかった課題が出てくることもありうるので対象期間の短縮も考えられるが、先に議論したNPOとコミュニティ組織との連携は時間がかかると思われるので、この部分を更に踏み込んだ内容とするならば5年でもよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点では協働の推進に必要なあらゆる要素を網羅した全庁的な指針とすることは難しいため、基本的な構成はそのままとしますが、今後は行政側も関連部局の連携を更に進め、主体別の縦割りでない形で施策が進められるよう取り組んでいきます。 ・指針の対象期間については、今後の施策として従来のNPO支援以外の新たな取組(多様な主体のマッチングや大学の社会教育プログラムの開発への協力など)も含まれており、試行的に進めていく必要があるため、当初の案のとおり5年間とします。ただし、対象期間中は適切に検証を行い、必要に応じて内容の見直しを行うこととします。 ・NPO活動センターの委託契約等の個別的な内容は別途検討することとしますが、センターが今後多様な主体による協働のハブとしての機能が発揮できるよう、中長期的な視点で体制の整備を行っていきます。 <p>(指針案への反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1章基本指針の概要→3対象とする期間に適切な検証の実施と必要に応じた見直しを追記しました。(P2) ・第5章今後の県の施策の方向性の2(2)ア地域の多様な主体の「つながり」づくりにおいて、行政の関連部局の連携を進めていくこと及び、NPO活動センターの体制を中長期的な視点から整備していくことを追記しました。(P25)

＜取組に対する成果指標について＞	
主な意見等	検討結果
<p>(NPO関係者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 補足指標も含め、設定した指標は本当に取組の成果を表すものとなっているのか。総合計画の指標のうち、NPO法人の年間総事業費の目標は200億円ではなかったのか。また、認定・仮認定NPO法人数は施策の方向性と関連しているのか。40法人は目標が高すぎるように思われる。 指標の中にはNPO法人実態調査からの引用もあるが、調査項目が毎回変わっており、定点観測できるようにする必要がある。 「協働への参加・支援のすそ野の拡大」に関連する指標としては、NPOへ寄附した人数や寄附金額としてはどうか。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合計画の指標であるNPO法人の年間総事業費については、当初25年度までの目標としていた200億円は24年度に前倒しで達成となった。そのことを踏まえ、後期計画としては29年度までに240億円という目標を改めて設定した。指標として年間事業費を採用したのは、事業費の規模に社会からの支持が一定程度反映されていると考えられること、また事業報告書から毎年確実に数値が把握できることが理由である。 認定・仮認定の取得についてもPST基準により既に一定の支持があること、経理を含めた法人の運営状況が適切であることの証であると考えられることから指標として採用し、目標値を設定している。 NPOへの寄附金額等を県政世論調査の中で把握するためには、設問等について広報課と調整する必要がある。 補足指標については仮置きであり、いただいたご意見等も踏まえ今後見直したい。 <p>(企業・金融関係者)</p> <ul style="list-style-type: none"> データとして年間収入が1,000万円以上の法人数が挙げられているが、数は増えているが全法人数に占める割合は増えていない。今後はこの割合を指標としてはどうか。 <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 以前は年間収入が1,000～1,500万円のラインがNPOの成熟度を表す一つのバロメーターになりうるとされていた。 現状では、年間収入が2,000万円程度あれば職員の雇用や事務所の確保が可能となると考えられることから、年間収入2,000万円以上のNPO法人数を新たな指標として 	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画の指標については計画が終了となる29年度に改めて見直しを行います。 補足指標については、委員会の意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 <p>(1) NPOの組織運営基盤の強化関係 →事業費額2,000万円以上の法人数を指標とします。(事業報告書から集計) 目標値は近5年の当該法人数の推移等を踏まえて設定しました。</p> <p>(2) 多様な主体のマッチング促進関係 →中間の平成30年度及び最終の32年度に26年度と同様のNPO法人実態調査を行う前提で、社会的課題の解決のため行政、企業等と協働事業を行ったことのあるNPO法人の割合を26年度調査と比較します。</p> <p>(3) 協働への参加・支援もすそ野の拡大関係 →NPO法人の収入に占める寄附金額の割合とします。(事業報告書から集計可能) 目標値は近5年の当該割合の推移等を踏まえて設定しました。</p> <p>(指針案への反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第5章今後の県の施策の方向性→3施策の進捗に関連する参考指標を上記のとおり修正しました。(P30)

かどうか。指針案に記載された1法人あたりの事業費額では既に達成されているように見えるがこれは平均値であり、中央値ではまだこの水準には達していないと思われる。

(行政関係者)

- ・認定・仮認定の40法人は累計数ならば達成できるかもしれないが、資格を維持できない法人も出てくると考えられるため、一定時点の実法人数ベースでは厳しいのではないかと。

<各種調査結果の分析について>

主な意見等	検討結果
<p>(行政関係者)</p> <ul style="list-style-type: none">• NPO法人実態調査において、22年度の調査と26年度の調査を比較して人件費、事業費の確保を課題に挙げる割合が増えている理由としてどのようなことが考えられるのか。• 内閣府の調査においてボランティア活動参加への妨げとなる要因の一つとして寄附先団体への不信感が挙げられているが、これを単に情報の不足と捉えるだけでよいのか。イメージアップを図っていく方がよいのでないか。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none">• NPO法人実態調査では、法人設立から5年以上経過したグループでは設立当初に比べ収入が減少したとする回答が増加する傾向も明らかとなっており、今回の調査では現在に比べ設立数の多かった年のグループが5年以上経過する時期に入ったため、全体の調査結果に影響したのではないかと考えられる。• 法人の信頼の獲得はまずは情報公開からであるという考え方から、基本指針案では協働の促進に必要な情報の発信・流通に重点を置く記載となった。 <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none">• 調査結果は、NPO法人が人材や活動資金の必要性をようやく認識するようになるまで成熟してきたという見方もできるのではないか。	<ul style="list-style-type: none">• NPO法人が抱える課題については、次回のNPO法人実態調査の際に調査項目を再検討し、課題発生の原因等も分析できるような内容とすることとし、今回の指針案の記載については特に修正・追記等は行わないこととしました。

＜多様な主体のマッチングの促進に向けた取組について＞

主な意見等	検討結果
<p>(NPO関係者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「多様な主体のマッチングの促進」の取組内容として挙げられているモデルコーディネーターの発掘とはどのようなものか。 ・ホームページサイトはどこが開設するのか。また、前回委員会で議論したNPOの評価にどの程度つながるものなのか。 ・「多様な主体のマッチングの促進」は重要なテーマである。そのためにモデルコーディネーターの発掘とそのノウハウの普及が謳われているが、モデルコーディネーターは県や市町の間支援センターが一般社団法人、企業、金融機関、自治会などと積極的に連携を取る中で探し出せるのが望ましい。 ・座学で多くの人に講習等を実施するよりも、地域においてハブとなる人が2、3人でも生まれてくることの方が大きい。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターについては、これまでのような座学方式で育成するのではなく、既に地域において様々な主体をコーディネートして課題の解決に取り組んでいる人をコンテスト等を通じて発掘し、そのノウハウを一つのモデルとして普及を図っていくというものである。来年度予算要求の目玉と考えているが、県の財政も厳しく現段階で実施を確約できるものではない。 ・ホームページについては県が開設し、特色ある協働の事例等の情報を発信していくものであり、対象もNPO法人に限らない。NPOの評価については評価の一人歩きを避ける必要があり、サイトの閲覧者が事業の実施状況等を見ることを通じて判断の助けとなるような情報を提供したいと考えている。 <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人に提出が義務付けられている事業報告書について、県のホームページでも閲覧できるようになっているが、これをより見やすいものとするだけでも効果はあるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPOの評価については、県が直接的に評価するのではなく、情報の公開を通じて市民が判断できる環境を整えていくことを基本とした上で、より利用しやすい形での情報発信を検討していきます。 <p>(指針案への反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4章協働を取り巻く現状と課題 → 4情報の不足 において、NPO法人ほか協働の主体に係る情報入手の現状を補足しました。(P20) ・第5章今後の県の施策の方向性の 2(2)ウ組織運営の健全性や事業実施能力等に関する情報の提供 において、検討しているサイトの内容を補足しました。(P26)

＜協働への参加・支援のすそ野の拡大に向けた取組について＞	
主な意見等	検討結果
<p>(NPO関係者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「協働への参加・支援のすそ野の拡大」については、地域の中高生に対しても人材育成の取組が必要であり、その際に講師となりうるNPOの育成も課題である。 ・最近の高校生はかなり社会的意識が高くなっている。 ・社会貢献活動への参加が進まない原因は各世代により異なっており、十分分析することが必要である。(学生→単位だけが目当て、20～30代→仕事等が忙しい、シニア層→定年前に地域のことを知らない など) <p>(行政関係者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生と並んで20～30代の層にも協働や社会貢献活動への参加を促していきたいが、市が行った調査ではこの層の参加意欲は低い状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学生だけでなく、中高生等についても重要な次世代の協働の担い手と位置づけ、積極的に社会貢献や協働に係る関心の醸成や人材育成を進めていきます。 <p>(指針案への反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5章今後の県の施策の方向性の2(3)ウ協働に対する社会的な関心の更なる醸成において、上記内容及びその先進事例の紹介を追記しました。(P28)

＜その他＞	
主な意見等	検討結果
<p>(企業・金融機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関のNPOへの融資姿勢に関する記述は実態と異なっている部分がある。 ・資金調達の多様な方法の出現についても、単にその方法の紹介だけでは物足りないのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労金などNPOへの融資を積極的に取り扱っている金融機関も存在することを明記します。 ・多様な資金調達方法については、その研究を行い、普及を図っていきます。 <p>(指針案への反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4章協働を取り巻く現状と課題→3脆弱な組織運営基盤→(2)活動資金に係る現状と課題の金融機関のNPOへの融資の現状に係る記述の一部を修正しました。(P17) ・多様な資金調達方法については、第5章今後の県の施策の方向性2(1)ウ円滑な活動資金の調達に係る支援の実施の中で、ファンドの専門家を交えて研究を行い、普及を図る旨記載しています。(P24)